

受付年月日	元. 5. 10	付託委員会	議会運営
提出者	●●●●●●●●●● ● ● ● ●		
提出者からの説明希望の有無			<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無
件名と要旨			
<p>(件名) <u>議会傍聴に関することについて</u></p> <p>(要旨)</p> <p>旭川市議会の住民（市民）の傍聴については、1963年（昭和38年）3月頃まで、本会議はできたが、各常任委員会ではできなかった。</p> <p>また、1983年（昭和58年）3月までは、精神に異常があると認められる者や異常な服装をしている者などの傍聴はできなかった（旭川市議会傍聴人取締規則）。</p> <p>地方議会の会議は、これを公開すると定められ（地方自治法第115条第1項）、その内容は、傍聴の自由、報道の自由、閲覧の自由があるとされており（議事公開の原則）、原則公開（本会議だけでなく委員会を含む。）のため、一部で試みられている有線放送やインターネット中継の利用等が望ましいとされている。</p> <p>会議を有線放送やインターネット中継で見える場合は傍聴人名簿への氏名の記入が不要であり、会議の傍聴者のみが氏名を記載することは市民を区別（事実上の差別）することである。</p> <p>請願・陳情は、国民の基本的権利として保障されており、請願・陳情は官公署において、これを受理し誠実に処理しなければならないとされている（憲法第16条及び請願法第5条）。</p> <p>以上の趣旨から、次の事項について陳情する。</p> <p>陳情事項</p> <p>1 インターネット中継を実施している市議会の会議については、傍聴人名簿への氏名の記入を不要とすること。</p>			